

○十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則

平成17年1月1日

規則第102号

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成17年十和田市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(資格証の交付申請)

第3条 条例第4条の規定により資格証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）申請者、申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の前年分（1月から7月までの申請の場合は前々年分）の所得状況及び課税状況を証する書類

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請の際には、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類等を提示しなければならない。

（平28規則42・令6規則38・一部改正）

(資格証の交付等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を審査した結果、給付対象者と認定したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第2号。以下「資格証」という。）を添えてひとり親家庭等医療費受給資格認定通知書（様式第3号）により、給付対象者と認定しないときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）

申請却下通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による資格証を交付する場合の受給資格の始期は、原則として資格証の交付の申請のあった日とする。

（平28規則42・一部改正）

（転出による資格喪失）

第5条 給付対象者は、市の区域内に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失する。ただし、市の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から資格を喪失する。

（資格証の更新等）

第6条 資格証は、毎年8月1日に更新する。

2 受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費給付現況届（様式第5号）に第3条第2項各号に掲げる書類及び資格証を添えて市長に提出し、資格証の更新を申請しなければならない。

3 前項の申請の際には、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類等を提示しなければならない。

4 第4条第1項の規定は、資格証の更新について準用する。

（平28規則42・令6規則38・一部改正）

（資格証の再交付）

第7条 受給資格者は、資格証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、資格証を破損し、又は汚損して再交付を受けようとするときは、前項の申請書にその資格証を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により再交付する資格証には、再交付の表示をするものとする。

4 受給資格者は、資格証の再交付を受けた後に亡失した従前の資格証を発見したときは、速やかに従前の資格証を市長に返還しなければならない。

(平28規則42・一部改正)

(医療費の給付請求等)

第8条 条例第5条第1項第2号の規定により受給資格者から子ども医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者が子ども医療費の給付を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費給付請求書（様式第7号）にひとり親家庭等医療費請求明細書（様式第7号の2）を添えて市長に提出しなければならない。

2 受給資格者は、条例第5条第1項第3号の規定により医療費の給付を受けようとするときは、保険診療等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内（災害等やむを得ない理由があると市長が認めたときは、その理由がやんだ日から2年以内）に、ひとり親家庭等医療費給付申請書（様式第8号）に保険医療機関等の発行する領収書（ひとり親家庭等医療費給付申請書に保険医療機関等の証明がある場合は、省略することができる。）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申請には、資格証及び当該給付対象者の医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する書類等を提示しなければならない。

(平28規則42・平30規則3・令6規則38・一部改正)

(医療費の給付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する請求書又は申請書を審査した結果、医療費の給付を適當と認めたときはひとり親家庭等医療費給付決定通知書（様式第9号）により、不適當と認めたときはひとり親家庭等医療費給付申請却下通知書（様式第10号）により受給資格者に通知するものとする。

(平28規則42・一部改正)

(父又は母の医療費)

第10条 条例第2条第6項第2号に規定する父又は母の医療費は、同項第1号の規定によって得られた額のうち、保険医療機関等（薬局を除く。）ごとに、1月につき1,000円を超えた額に相当する額とする。

（資格の変更等の届出）

第11条 受給資格者は、資格証の記載事項に変更を生じたとき、又は給付対象者が条例第5条第3項各号のいずれかに該当したときは、速やかにひとり親家庭等医療費受給資格変更（消滅）届（様式第11号）に資格証を添えて市長に届出しなければならない。

（平28規則42・旧第12条繰上・一部改正）

（損害賠償の届出）

第12条 受給資格者は、条例第7条に規定する損害賠償を受けたときは、速やかに損害賠償受給報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（平28規則42・旧第13条繰上・一部改正、平30規則3・一部改正）

（医療費の返還）

第13条 条例第7条及び第8条の規定により医療費の返還をさせる場合は、ひとり親家庭等医療費返還通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（平28規則42・旧第14条繰上・一部改正、平30規則3・一部改正）

（医療費受給資格者台帳等）

第14条 市長は、受給資格者に係るひとり親家庭等医療費受給資格者台帳及び医療費の給付に係るひとり親家庭等医療費給付台帳を整備しておくものとする。

2 市長は、前項のひとり親家庭等医療費受給資格者台帳及びひとり親家庭等医療費給付台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の備付けをもつて行うことができる。

（平28規則42・追加）

（添付書類の省略）

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることがある。

(平28規則42・旧第16条繰上、令6規則38・一部改正)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則42・旧第17条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（平成4年十和田市規則第1号）又は十和田湖町ひとり親家庭等医療費給付条例施行に関する規則（平成8年十和田湖町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年規則第186号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第36号）

1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、この規則により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第42号）抄

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） 第2条中十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則様式第1号及び様式第2号の改正規定（様式第2号に係る部分に限る。） 平成28年8月1日

附 則（平成30年規則第3号）

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（令和3年規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の規定による受給資格証は、改正後の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の規定による受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

十和田市ひとり親家庭等医療費助成受給資格証交付申請書

十和田市長様

年 月 日

十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、受給資格の認定に必要な限度で、公簿等を確認することに同意します。

また、医療機関等において診療に係る現物給付を受けた場合、その医療機関等が現物給付した範囲内において、直接十和田市に請求することを委任します。

申請者	住所				電話番号		
	氏名				生年月日	年 月 日	
	ひとり親	理由	離婚・死別・未婚・その他()				
	家庭等発生	年月日	年 月 日				
対象者	氏名		生年月日	続柄	同居・別居	同意署名	交付番号
			年 月 日		同居・別居		
	個人番号						
			年 月 日		同居・別居		
	個人番号						
			年 月 日		同居・別居		
	個人番号						
上記以外の 同居家族 (同一住所で 別世帯を含む)	氏名		個人番号	続柄	同意署名	備考	
加入 保 医 療	保険の種類			保険者	記号・番号	付加給付有無	
保 医 療	<input type="checkbox"/> 国保	<input type="checkbox"/> 協会	<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 共済	<input type="checkbox"/> 他		
						有・無	
※「同意署名」の欄には、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第4条の給付対象者の認定のため、地方税関連情報について、公簿等により確認し、または個人番号（マイナンバー）の使用により情報の取得に同意する場合に、その同意する者が自ら署名してください。代理人が署名する場合は、本人からの委任状が必要となります。同意した場合には、関係書類等の省略ができます。							
添付（確認）書類							
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（発行から1か月以内のもの）※写し可			<input type="checkbox"/> 振込先の口座の通帳（申請者名義に限る）			<input type="checkbox"/> 加入医療保険の情報が分かるもの（対象者全員分）	

様式第2号（第4条関係）

(表)

(裏)

注 意 事 項

メ モ

- この資格証は、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例により、医療費の給付を受けるために必要とする証ですから、大切に保管してください。
- ①現物給付（児童のみ）
対象者が、医療費の給付を受けるとき、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する書類等とこの受給資格証及び入院時には、限度額適用認定証をあわせて、保険医療機関の窓口に提示すると、医療費の現物給付を受けることができます。（県内に限る。）
②償還払い及び県外で受診
一部負担金を支払った場合は、その領収書を受領し、診療日翌月の初日から起算して2年以内に給付申請してください。申請に基づき、市から一部負担金の給付を受けることができます。
ただし、父又は母の場合、保険医療機関ごと1か月につき、1,000円（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合算）を負担していただきます。
- 保育所等や学校の管理下において生じたケガなどで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象となる場合は、災害共済給付を利用してくださいようお願いします。
- 次のような場合には、必ず届け出してください。
 - 加入医療保険に変更があったとき
 - 住所を変更したとき
 - 氏名を変更したとき
 - 口座振替依頼金融機関の解約や変更をしたとき
- 転出等により資格を失ったときは、この証を返してください。
- この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは、再交付を受けてください。
- 偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けたときには、費用の返還をさせられることがあります。

様式第3号（第4条関係）

年　月　日

様

十和田市長

印

ひとり親家庭等医療費受給資格認定通知書

下記のとおり、十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格があると認められましたので通知します。

記

認定に関する事項			
受給者番号	氏　名	生年月日 性　別	有効期間

教示

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないなります。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格
証交付(更新)申請却下通知書

年　　月　　日

様

十和田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格について、審査の結果下記の理由により受給資格がないと認められたので通知します。

記

理　由

教示

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

十和田市ひとり親家庭等医療費給付現況届

次のとおり、ひとり親医療費給付制度の現況を届け出ます。

なお、受給資格期間中、受給資格の認定に必要な限度で公簿を確認することに
同意します。

年 月 日						
届 出 者	フリガナ					
	氏 名					
	性 別		生年月日			
	住 所					
加入 医 療 保 険	保険の種類			記号		
	保 険 者			番号		
対 象 者 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	性別	受給者番号	受給有無	

様式第6号(第7条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

十和田市長 様

住 所
申請者
氏 名

下記の理由により、十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格証の再交付を申請します。

対象者 氏名	
理由	<p>1 受給資格証をなくしたため 2 受給資格証の破損、汚損が著しく使用に堪えないため 3 その他</p> <p>[]</p>

(注意) 破損又は汚損を理由として申請する場合は、現在の資格証を添付してください。

様式第7号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費給付請求書

年 月 日

十和田市長 様

医療機関等の
所在地及び名称

開設者氏名

電話 ()

十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、ひとり親家庭等医療費の給付を下記のとおり請求します。

医療機関コード		
診療月	年 月 診療分	
データ区分	1通院 2入院	
件数	件	
金額	円	

様式第7号の2(第8条関係)
(その1)

ひとり親家庭等医療費請求明細書(通院)

医療機関コード	*	□	□	□	□	□	□	
診療年月	年月診療分							
データ区分	1							
診療区分	1 医科	2 歯科	3 調剤	4 その他				

医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

番号	受給者番号	子ども氏名	性別	生年月日	保険の種類	診療日数	診療報酬点数	請求金額	保険変更日	備考
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	
—	—		男・女	年月日		日	点	円	月日	

※注意事項

○保険の種類 1 十和田市国保 2 協会けんぽ 3 健保組合 4 共済組合 5 国保組合 6 船員組合

○入院・通院は、用紙を分けてください。

○請求金額は、四捨五入をしないで、円の位まで記入してください。

○整骨院は、点数欄に総医療費を記入し、請求金額に小数点以下があるときは、切り上げてください。

○この診療月内に保険が変更になった場合のみ、保険変更日を記載してください。

小計		
----	--	--

(その2)

ひとり親家庭等医療費請求明細書(入院)

医療機関コード	*	□	□	□	□	□	
診療年月				年	月	診療分	
データ区分	2						
診療区分	1 医科	2 歯科					

医療機関等の称名
所在地及び開設者

※ 注意事項

- 保険の種類 1 十和田市国保 2 協会けんぽ 3 健保組合 4 共済組合 5 国保組合 6 船○入院・通院は、用紙を分けてください。
 - 請求金額は、四捨五入をしないで、円の位まで記入してください。
 - 整骨院は、点数欄に総医療費を記入し、請求金額に小数点以下があるときは、切り上げてください。
 - この診療月内に保険が変更になった場合のみ、保険変更日を記載してください。

様式第8号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費給付申請書

年 月 日

十和田市長 様

住所

申請者

氏名

年 月 分の医療費の給付を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

受診者氏名	生年月日	受給者番号	
男 女	年月日	十和田市	第 号
医療保険等の 記号・番号		保険種別	協・組・日・船・共・国
		保険者名	

保 険 医 療 機 関 明 欄	保 険 診 療 總 点 数 (入院時食事療養 費を除く)	入 院 点	他 法 負 担	一部負担受領額	
		外 來 点 (調剤報酬分)		点	点
		点(円)		点	点
入 院 食事療養費入院日数		1日当たりの 日標準負担額		標準負担 円	受領総額 円
上記の一部負担金及び標準負担額を受領したことを証明する。 医療機関等の所在地・名称 院長(開設者)氏名					
印					

※審査決定欄

	日数	医療機関名	保険診療総点数 保険者負担額	高額療養費 附加給付金	一部負担額	受給者負担額	給付決定額
1	入院						
	外来						
2	入院						
	外来						
3	入院						
	外来						
4	入院						
	外来						
5	入院						
	外来						
6	入院						
	外来						
7	入院						
	外来						

※太枠内は申請者が記入してください。

様式第9号（第9条関係）

ひとり親家庭等医療費給付決定通知書

年　月　日

様

十和田市長

印

年　月　日付けで申請のありましたひとり親家庭等医療費給付申請（
年　月分）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受　診　者　氏　名	
給　　付　　額	
支　　払　　期　　日	年　　月　　日
支　　払　　方　　法	

教示

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第9条関係）

ひとり親家庭等医療費給付申請却下通知書

年　　月　　日

様

十和田市長

印

年　　月　　日付けで申請のありましたひとり親家庭等医療費給付申請（
年　　月分）について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

理　由

教示

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第11条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格 変更
消滅 届

年 月 日

十和田市長 様

住 所
申請者
氏 名

下記のとおり資格証を添えて届出します。

記

1 変更届

区分		新	旧	変更年月日
対象者	住所			
	氏名			
	加入種別			
	記号番号			
	保険者			
	所在地			
受給者	住所			
	氏名			

2 消滅届

消滅事項	
理由	

様式第12号(第12条関係)

損 害 賠 償 受 給 報 告 書

年 月 日

十和田市長 様

住 所
申請者
氏 名

下記のとおり損害賠償を受けたので報告します。

記

対象者	住 所			
	氏 名			生年月日
	受給者番号			
損害賠償を受けた者	住 所			
	氏 名			生年月日
	職 業			
医療機関	名 称			
	所 在 地			
	診療期間			
損 害 賠 償 を 受けた内 容				

様式第13号（第13条関係）

ひとり親家庭等医療費返還通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

先に給付した医療費について、下記のとおり過支給が生じたので、速やかに返還してください。

記

1 医療費

給付年月日	既給付額	新給付額	要返還額
年月日	円	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日

年 月 日

4 返還方法

教示

- この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号（第3条関係）

（令6規則38・全改）

様式第2号（第4条関係）

（令6規則38・全改）

様式第3号（第4条関係）

（平30規則3・全改）

様式第4号（第4条関係）

（平28規則12・全改）

様式第5号（第6条関係）

（令6規則38・全改）

様式第6号（第7条関係）

（令3規則12・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（令6規則38・全改、令7規則18・一部改正）

様式第7号の2（第8条関係）

（令6規則38・追加、令7規則18・一部改正）

様式第8号（第8条関係）

（令7規則18・全改）

様式第9号（第9条関係）

（平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第10号繰上）

様式第10号（第9条関係）

（平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第11号繰上）

様式第11号（第11条関係）

（平28規則42・旧様式第12号繰上・一部改正、令3規則12・令6規則38・一部改正）

様式第12号（第12条関係）

(平28規則42・旧様式第13号繰上・一部改正、令3規則12・令6規則38・一部改正)

様式第13号（第13条関係）

(平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第14号繰上・一部改正)